

平成 2 3 年度事務事業評価調書

平成 2 3 年度作成

平成 2 2 年度 実施事業		事務事業名		ひとり親家庭等医療費助成事業					
区分	番号	名称							
章	1	やさしさと共生するまち							
節	1	安心して子どもを産み育てられるまちをつくる							
施策	1	子育ての不安と負担の軽減							
小分類	4	経済的負担の軽減の支援							
主要な施策	1	医療費、保育料、教育費等の支援							
事務事業番号	007	事務事業コード	11141007	事業開始年度	昭和 4 8 年度	事業終了年度	平成 - 年度		
会計種別	一般会計		予算書上の事務事業名						
部 名	保健福祉部		グループ名	年金・長寿医療 G					
統合前または名称変更前の事業名									

事務事業の目的と成果	
目的	<p>(事務事業の実施目的を具体的に記載してください)</p> <p>ひとり親家庭等の母子又は父子の医療費に係る経済的負担を軽減し、母子及び父子家庭の児童の健やかな育成を支援することを目的とします。</p>
手段(事業の内容・活動)	<p>(目的を達成するためにどのような手法で行うのか、事業の概要を具体的に記載してください)</p> <p>1. 対象者 市内に住所を有するひとり親家庭等の母又は父及び児童。 対象となる世帯の支給期限は、児童が18歳になる年度末(高校卒業時)までとなりますが、特例に該当する世帯は、児童が20歳に到達するまで期限が延長されます。 世帯の主たる生計維持者の所得が制度で定める限度額以内。</p> <p>2. 助成範囲 母又は父については、入院及び指定訪問看護に係る医療。 児童については、通院及び入院等の医療全般。</p> <p>3. 助成内容 3歳未満又は市民税非課税世帯に属する受給者 保険診療に係る自己負担額(食費等を除く)のうち、初診時一部負担金(医科580円、歯科510円、柔整270円)を除いた額が助成されます。 3歳以上で市民税課税世帯に属する受給者 保険診療に係る自己負担額(食費等を除く)のうち、総医療費の1割相当の一部負担金(通院1ヶ月12,000円、入院1ヶ月44,400円を上限)を除いた額が助成されます。</p>
成果	<p>(事務事業の実施成果を具体的に記載してください)</p> <p>ひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図りました。</p>
根拠法令等	<p>(事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載してください)</p> <p>登別市ひとり親家庭等医療費助成条例 登別市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則 北海道医療給付事業補助要綱</p>

指標の推移								
	区分	単位	区分	22年度実績	23年度目標	24年度目標	25年度目標	26年度目標
成果指標	受給者数(平成23年3月末現在)	人	目標値	-	-	-	-	-
			実績値	1,711				
	受給者1人あたりの年間助成額(年間助成額/平均受給者数)	円	目標値	-	-	-	-	-
			実績値	16,517				

事業費の推移

区 分			単位	22年度 決算	23年度 当初予算	24年度 見込	25年度 見込	26年度 見込	24～26 年度
事業の 財源内訳	国庫支出金	名称	千円						0
	道支出金	名称 ひとり親家庭等医療給付事業費補助金	千円	11,042	15,329	14,939	14,939	14,939	44,817
	地方債	名称	千円						0
	その他	名称 高額療養費戻入金等	千円	8,391	5,600	3,000	3,000	3,000	9,000
	一般財源	名称	千円	10,870	15,341	14,950	14,950	14,950	44,850
合 計				30,303	36,270	32,889	32,889	32,889	98,667
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費			職 員	千円	6,853	7,040			
			嘱 託 員	千円	0	0			
			臨時職員	千円	346	355			
			合 計		7,199	7,395			

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について			
今後も市が事業主体として実施していくことは妥当ですか？	→	妥当である	妥当である理由、妥当ではない理由は何ですか？
	→	妥当ではない	
北海道との共同事業として運営されており、地域のひとり親家庭等に対する福祉政策の一環を担っています。			
2. 事務事業の成果について			
成果はあがっていますか？	→	成果があがっている	成果があがっている理由、あがらない理由は何ですか？
	→	どちらかといえばあがっている	
	→	成果があがらない	
ひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る医療費の自己負担額を減額することにより医療費の負担が軽減され、ひとり親家庭等世帯の保健の向上や福祉の増進が図られています。			
3. 事務事業の成果向上について			
成果を向上させることはできますか？	→	大きく向上させることができる	どのようにして向上させますか？ 向上させることができない理由は何ですか？
	→	少し向上させることができる	
	→	向上させることはできない	
本事業における成果の向上については、対象の拡大や一部負担金の軽減等が挙げられますが、この事業費を負担する地方自治体（登別市や北海道）は厳しい財政状況にあります。医療費助成制度は全国の多くの自治体で実施されている現状からも、国が本事業に参入し、地方自治体とともに財政負担を分け合う必要があると考えます。			
4. 事務事業の経済性・効率性について			
成果を落とさずにコスト（予算や人工、所要時間）を削減することはできますか？	→	削減できる	どのような方法でコストを削減しますか？ 削減できない理由は何ですか？
	→	削減できない	
電算システムの導入により、事務処理に係る正確性が向上し処理時間についても大幅に短縮されたことから、現状より大幅なコスト削減は困難と考えます。			

担当グループによる評価

維 持	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	本事業は、ひとり親家庭における親及び児童に係る医療費自己負担分を助成することにより、ひとり親家庭の保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的としています。また、この医療費に係る経済的援助により、ひとり親家庭の自立促進や児童の育成が図られていることから、本事業の維持が必要であります。
-----	----------------------	--

総合的な評価（当該事務事業の方向性）

維 持	備考
-----	----

評価の種類

- 拡大（事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力に推進する事務事業）
- 維持（現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業）
- 改善（現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業）
- 休止（暫定的に休止する事務事業）
- 終了（当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業）
- 廃止（当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業）